

## 自動販売機設置者募集要項

宮津市の公共施設に、清涼飲料水等の自動販売機を設置することとし、入札で当該自動販売機の設置者(以下「自動販売機設置者」という。)を決定していくこととしています。入札に参加を希望される方は、この募集要項の各事項をご承知の上、お申込みください。

### 1 設置する自動販売機 別添「入札物件一覧表」のとおり

- ※ 設置台数を越える台数は設置できない。
- ※ 複数の物件に応募することは可能とする。

### 2 入札参加資格要件

次の(1)から(3)までの要件を全て満たす法人又は個人に限り入札に参加することができる。

- (1) 宮津市内に営業所を有する者又は宮津市民(物件番号5については宮津市以外の者も可)
- (2) 次のいずれにも該当しない者であること。

- ア 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当する者
  - イ 営業の許可を受けていない未成年者であって契約締結のために必要な同意を得ていないもの
  - ウ 入札申込書等入札参加資格の確認に必要な書類を提出する時に地方税を滞納している者
  - エ 契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした日から2年を経過していない者
  - オ 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した日から2年を経過していない者
  - カ 自動販売機設置者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた日から2年を経過していない者
  - キ 地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務を妨げた日から2年を経過していない者
  - ク 正当な事由がなく契約を履行しなかった日から2年を経過していない者
  - ケ エからクまでのいずれかに該当する者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した日から2年を経過していない者
- (3) 宮津市暴力団排除条例(平成24年条例第20号)に規定する暴力団員等及び暴力団密接関係者に該当しない者であること。

### 3 入札条件等

- (1) 自動販売機設置スペースの使用許可期間
  - ア 設置スペースの使用許可の期間(以下「設置許可期間」という。)は、令和3年4月1日から令和4年3月31日までとする。
  - イ アに定める期間の利用状況等を踏まえ、引き続き設置していくことが適当と認められるときは、当初の入札条件を変更しないことを前提として、設置許可期間終了日の翌日からさらに1年間の使用を許可するものとし、以降も同様とする。ただし、当該設置許可期間の延長措置は2年間を限度とする。
  - ウ 設置許可期間の期間中であっても、公用又は公共用に供するため必要とするときは、当該使用の許可を取り消す場合がある。
- (2) 設置スペースの使用料
  - ア 自動販売機設置者に決定した者は、物件ごとに決定した者が入札した価格を市長の定める日までに納入しなければならない。
- (3) 設置する自動販売機の条件

- ア 販売品目はアルコール飲料を除くものとし、コーヒー・お茶・紅茶・ジュース・フローズン・乳飲料等から季節に応じて売れ筋となる販売品目を具体的に提案すること。
  - イ 販売価格は、標準小売価格を上回る価格としないこと。(個別に販売価格の条件がある場合は、当該販売価格を上回る価格としないこと。)
  - ウ 設置する自動販売機は、消費電力の低減等の技術を導入した省エネ機(エコ・ベンダー等)や、二酸化炭素を冷媒としたノンフロン対応機とするほか、閉館時間や閉館日はタイマー等の設置による自動点灯・消灯などの環境対応機能を備えた自動販売機とすること。
- (4) 自動販売機の設置に際しての条件
- ア 自動販売機の設置位置は、物件ごとに自動販売機設置位置図に示した場所とし、指定した外形寸法の上限を超えないものとする。
  - イ 自動販売機の設置に際しては、据付面を十分に確認し、転倒防止措置を講じること。
  - ウ 設置に当たっては、コンセントローフに対して、差込プラグを一つとすること。
  - エ 電力使用量計測用子メーターを設置すること。
  - オ 物件番号4及び5については、販売する飲料水等の容器に応じた使用済容器の回収ボックスを設置し、自動販売機設置者の責任で適切に回収すること。
- (5) 自動販売機の設置・撤去に要する費用等
- ア 自動販売機の設置及び撤去に要する工事費(電力使用量計測用子メーターの設置費等を含む。)及び維持管理等に係る一切の費用並びに自動販売機の運転に必要な光熱水費は、自動販売機設置者の負担とする。
  - イ 自動販売機の運転に必要な光熱水費は、市長の定める日までにその全額を納入しなければならない。
- (6) 維持管理責任等
- 設置許可期間前及び期間中は、次のことを遵守すること。
- ア 設置許可期間中に法令等の規定により販売について許認可等を要する場合は、その取消しを受けていないこと。(該当の場合のみ)
  - イ 衛生管理及び感染症対策については、関係法令等の遵守及び徹底を図るとともに関係機関等への届出、検査等が必要な場合は遅滞なく手続を行うこと。
  - ウ 自動販売機を設置する権利を第三者に譲渡し、若しくは転貸し、又は担保に供してはならないこと。
  - エ 自動販売機の設置管理、故障時の対応、商品補充、金銭管理など自動販売機の維持管理は、自動販売機設置者が責任をもって行うこと。なお、自動販売機の設置管理、故障時の対応、商品の補充及び売上代金の回収等を他者に行わせようとする場合は、自動販売機の管理関係等に関する届出書(様式8)を宮津市に提出すること。また、商品の賞味期限に注意するとともに在庫及び補充管理を適切に行うこと。
  - オ 自動販売機の故障や問い合わせ、苦情については、自動販売機設置者の責任において対応すること。また、自動販売機に故障時等の連絡先を明記すること。
  - カ 盗難事故や破損事故等による損害は、宮津市の責によることが明らかな場合を除き、全て自動販売機設置者が負うこと。
- (7) その他
- ア 販売品の納入、廃棄物の搬出等を行う時刻及び経路について、宮津市の指示に従うこと。
  - イ 販売品目等自動販売機の運用上の事項については、必要に応じて宮津市と協議し、その指示に従うこと。
  - ウ 自動販売機設置者は、設置許可期間満了により自動販売機を撤去する場合は、設置許可期間内に原状回復すること。
  - エ 自動販売機設置者の自己都合により、自動販売機を撤去しようとする場合は、撤去しようとする

る日の1か月前までに宮津市に書面により通知すること。なお、この場合は既に納めた使用料は還付しない。

オ エにより自動販売機を撤去する場合又は「4 使用許可の取消し」のいずれかに該当し設置の許可が取り消された場合、自動販売機設置者は速やかに原状回復すること。

カ 原状回復に係る一切の補償を宮津市に請求することはできないものとする。

キ その他物件ごとに宮津市が定める事項に従うこと。

#### 4 使用許可の取消し

(1) 次のいずれかに該当する場合は、使用許可を取り消し、既に納めた使用料は還付しない。

ア 許可場所を公用又は公共用に供する必要が生じた場合

イ 宮津市の都合により使用許可を取り消す必要が生じた場合

ウ 使用許可の条件に違反する行為があると認められる場合

エ 自動販売機設置者が入札参加資格を失った場合

オ 自動販売機設置者が入札参加資格を満たしていないことが判明した場合

(2) 前号のウからオまでのいずれかに該当する場合は、当該取消しの日から3年間宮津市が実施する自動販売機設置者を選定する入札に参加できないものとする。

#### 5 入札申込等

(1) 入札申込

入札に参加しようとする者は、入札申込書(様式1)に次に掲げる書類を添えて宮津市に提出しなければならない。

ア 申込物件チェックリスト(様式2)

イ 誓約書(様式3)

ウ 印鑑登録証明書(法人の場合は印鑑証明書)

※ 入札申込日前3か月以内に発行されたものに限る(コピー可)。

エ 法令等の規定により販売について許認可等を要する場合は許認可等の免許証の写し

オ 販売品目等一覧表(様式4)

カ 住民票記載事項証明書(法人の場合は法人登記簿(履歴事項全部証明書))

※ 提出日前3か月以内に発行されたものに限る(コピー可)。

キ 役員調書(法人の場合のみ)(様式5)

ク 自動販売機の管理関係等に関する届出書(様式8)

ケ 地方税納税証明書(滞納がないことの証明書)

※ 提出日前3か月以内に発行されたものに限る(コピー可)。

(2) 入札申込期間等

ア 入札申込書の受付期間：令和3年2月8日(月)～令和3年2月17日(水)必着

イ 入札申込書の受付場所及び送付先：〒626-8501 宮津市字柳縄手345-1

宮津市企画財政部財政課資産活用係(本館3階)

※ 持参される場合の受付時間は、平日午前9時から午後5時までとする。

※ 郵送での申込みは、簡易書留(又は書留)とし、普通郵便で送付された場合で受付期間内に到着しなかった場合は受け付けない。

※ 申込に必要な書類が受付期間内に到着しない場合や書類の不備があった場合は受け付けない。

※ 電話、ファックス又はインターネットによる申込みは受け付けない。

#### 6 入札日時、場所及び持参するもの

(1) 入札日時 令和3年2月22日(月) 午前11時

(2) 入札場所 宮津市役所第2会議室(本館南棟1階)

(3) 持参するもの

ア 入札書

イ 印鑑

個人の場合は認印。法人の場合は代表者印。なお、代理人が入札をする場合は、委任状の「代理人使用印」の欄に押印の印鑑とすること。

ウ 委任状(代理人が入札する場合のみ)

委任状に所定の事項を記入し、入札申込者本人の登録印鑑を押印すること。なお、入札申込者本人の印鑑登録証明書(本入札日前3か月以内に発行されたもの)を添付すること。

エ 筆記用具(黒の万年筆又はボールペン)

## 7 入札方法

(1) 入札は、入札参加資格が確認できた者(以下「入札者」という。)のみによって行う。

(2) 入札会場に入室できる者は、2名までとする。

(3) 入札書は、宮津市の入札書(様式6)を使用すること。

(4) 入札書には、入札者の住所、氏名(代理人が入札する場合は入札者及び代理人の住所及び氏名)を記入の上、入札者本人が入札する場合は本人の印鑑を、代理人が入札する場合は代理人の印鑑(委任状の「代理人使用印」の欄に押印したもの)を必ず押印すること。

(5) 金額は、アラビア数字の字体を使用し、最初の数字の前に「¥」記号を記入すること。

(6) 入札者が代理人をもって入札しようとするときは、委任状を提出しなければならない。

(7) 入札者は、入札書を入札箱に投入した後は、その入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができない。

(8) 入札前に入札書の記載に誤りを発見し、訂正しようとするときは、入札用紙の再交付を受けること。

(9) 入札書は、定形封筒に封入して封印し、係員の指示により入札箱に投函すること。

## 8 開札

開札は、入札後直ちに入札者立会いのもとに行う。

## 9 落札者の決定

(1) 有効な入札を行った者のうち、入札書に記載された金額が宮津市の定めた最低年額使用料以上で、かつ、最高の価格をもって入札した者を落札者とする。

(2) 前号に該当する者が2人以上あるときは、くじ引きにより落札者を決定する。この場合、入札者はくじ引きを辞退することができない。

(3) 落札者があるときは、その者の氏名(法人の場合はその名称)及び金額を入札者に知らせるものとする。

(4) 落札者は、宮津市からの落札決定書をもって自動販売機設置者となる。

## 10 入札の変更等

(1) 入札者が不正又は不誠実な行為をするおそれがあり、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、又は中止することがある。

(2) 入札の執行に際し、災害その他やむを得ない事由が生じたときは、その執行を延期し、又は中止することがある。

(3) 入札書の無効

次のいずれかに該当する場合の入札書は無効とする。

- ア 最低年額使用料を下回るもの
- イ 入札参加資格がない者が入札したもの
- ウ 指定の期間内に提出しなかったもの
- エ 入札価格、日付、住所、氏名及び押印(印鑑証明印)のないもの又はこれらが分明でないもの
- オ 申込物件チェックリストにチェックのなかった物件に入札したもの(その入札のみ無効)
- カ 入札書の訂正をしたもの
- キ 入札に関し不正な行為を行った者が入札したもの
- ク その他入札に関する条件に違反したもの

## 11 自動販売機設置者の提出書類

自動販売機設置者に決定した者は、宮津市が指定する期日までに次の書類を提出すること。

- (1) 設置場所の図面
- (2) 設置する自動販売機のカatalog(仕様、寸法及び消費電力等がわかるもの)
- (3) 自動販売機の管理関係等に関する届出書(様式8)  
※ 入札参加申込書に添付した「自動販売機の管理関係等に関する届出書」の内容と異なる場合
- (4) 行政財産一時使用許可申請書(様式9) (物件番号1から3まで及び5の自動販売機設置者)
- (5) 教育財産一時使用許可申請書(様式10) (物件番号4の自動販売機設置者)

## 12 自動販売機設置者の決定の取消し

次のいずれかに該当する場合は、自動販売機設置者としての決定を取り消し、当該取消しの日から3年間宮津市が実施する自動販売機設置者を選定する入札に参加できないものとする。

- (1) 正当な事由なくして、宮津市が指定する期日までに使用許可の手續に応じなかった場合
- (2) 自動販売機設置者が入札参加資格を失った場合
- (3) 自動販売機設置者が入札参加資格を満たしていないことが判明した場合

## 13 その他

使用許可の手續及び履行に関する一切の費用は、自動販売機設置者の負担とする。

## 14 入札に関する問い合わせ

宮津市企画財政部財政課資産活用係(本館3階)

電話: 0772-45-1611(直通)

FAX: 0772-25-1691

※ 入札物件に関する問い合わせは、別添「入札物件一覧表」の各担当部署とする。